○北海道開発局告示第八十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系永山新川及び牛朱別川（左岸　旭川市東旭川町東桜岡四百五十五番一地先から旭川市永山町十四丁目二百十八番二十一地先まで、右岸　上川郡当麻町七千四十六番五地先から旭川市永山町十五丁目百四十七番一地先まで）に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第八十七号

平成二十八年北海道開発局告示第二百六十二号により定めた沙流川水系沙流川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第四項の規定により準用する同条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局室蘭開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

北海道開発局長　今　日出人

○沖縄総合事務局告示第十四号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸満市字摩文仁石嶺原二〇一番一から同市字摩文仁上タナケナ原九四六番一まで	前	ＢＡ	九・四〇～二一・〇〇 メートル	キロメートル 一・二一八
	後	Ｂ	二一・〇〇～一二二・一〇 メートル	一・〇三〇 キロメートル
		ＢＡ	三一・四〇～六一・〇〇 メートル	一・〇三〇 キロメートル

上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十五号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊見城市字瀬長舟無小原八〇番二から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	ＢＡ	一〇・〇～二六・三〇 メートル	五六・〇〇 メートル
	後	Ｂ	二一・〇～三一・〇〇 メートル	一〇四・五〇 キロメートル 七・九六九
		ＢＡ	三一・〇～二六・三〇 メートル	六四・九〇 キロメートル 一・四〇一

上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百十六号那覇広域都市計画公園事業五・五・那五号首里城公園

三　事業施行期間　自昭和六十二年十月二十三日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和六十二年建設省告示第千八百十六号、平成六年建設省告示第八百五十一号、平成七年建設省告示第千八百八十九号、平成十年建設省告示第四百四十三号、平成十二年建設省告示第三百八十九号、平成十四年沖縄総合事務局告示第一号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号及び平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号の事業地のうち那覇市首里大中町一丁目、首里真和志町一丁目及び首里当蔵町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　昭和六十二年建設省告示第千八百十六号、平成六年建設省告示第八百五十一号、平成七年建設省告示第千八百八十九号、平成十年建設省告示第四百四十三号、平成十二年建設省告示第三百八十九号、平成十四年沖縄総合事務局告示第一号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号及び平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号の事業地のうち那覇市首里大中町一丁目、首里真和志町一丁目及び首里当蔵町一丁目地内において事業地を変更する。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成29年３月31日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道７号	秋田県北秋田市脇神字高森堂ノ上93番１から大館市櫃崎字出川道上325番まで
一般国道13号	秋田県湯沢市上院内字新雄勝８番２から同市下院内字柳原40番１まで
一般国道45号	宮城県登米市東和町米谷字越路100番19から本吉郡南三陸町志津川字平井田98番39まで
一般国道101号	青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野234番１から同町大字舞戸町字鳴戸384番６まで
一般国道115号	福島県相馬市山上字小田原300番11から同市東玉野字東日向72番１まで

２　指定する期日　平成29年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年３月31日

東北地方整備局長　川瀧　弘之